

社会福祉法人 児童愛護会

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人児童愛護会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人児童愛護会（以下「法人」という。）定款第10条第1項第3号の規定に基づき、法令及び定款に定めるもののほか、理事及び監事並びに評議員等に対する報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給及び支給方法)

第2条 法人は、理事及び監事並びに評議員等に対する報酬として、定款に定める一人あたりの報酬総額の範囲内で、次に掲げる職務を遂行した場合につき、その都度本人に支給する。

- (1) 理事会に出席した場合
- (2) 監査に出席した場合
- (3) 評議員会に出席した場合
- (4) その他法令及び定款の規定より業務を遂行した場合

2 前項(1)～(3)に定める報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事 20,000円
- (2) 監事 20,000円
- (3) 評議員 20,000円

3 1項(4)に定める報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事 10,000円
- (2) 監事 10,000円
- (3) 評議員 10,000円
- (4) その他(第三者委員等) 10,000円

4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、支給しない。

(旅費等)

第3条 理事及び監事並びに評議員が、法人の業務により出張した場合は、法人旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

その他)

第5条 この規程の運用上必要な事項については、理事会議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日一部改正、平成29年4月1日より適用する。